

杉戸宿ロゴマーク取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、杉戸宿ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

(使用基準)

第3条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、杉戸宿事業の趣旨に即したものであれば何人も、使用できるものとする。

- (1) 杉戸町の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあると認める場合
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認める場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがあると認める場合
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認める場合
- (5) 杉戸町暴力団排除条例（平成25年杉戸町条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者が関係していると認める場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当であると認める場合

(届出)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ杉戸宿ロゴマーク使用届出書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 杉戸町観光協会の承認を受けている場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める場合

2 町長は、前項の規定による届出書の提出があったときは、その内容を審査し、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(完成品の提出)

第6条 第4条第1項の規定により届出書を提出した者又は第4条第1項各号のいずれかに該当する者は、ロゴマークを使用しようとする物品等の見本を速やかに町長に提出しなければならない。ただし、見本の提出が困難と町長が認めたときは、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵

守しなければならない。

- (1) 届出書の内容に従い使用し、町長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマークの図柄（色、形）を改変等して使用しないこと。ただし、町長が認めるときは、この限りでない。
- (4) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) ロゴマークを使用した物品等を有料で販売する場合にあつては、その販売する価格は、ロゴマークを使用する前の額と同額以下又は類似の既製品の価格と同等以下の額とすること。
- (6) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

2 町長は、使用者が前項各号のいずれかに違反した場合は、ロゴマークの使用の中止を命ずることができるものとする。

（町の免責）

第8条 使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えたときは、町は、その責任を一切負わないものとする。

（庶務）

第9条 ロゴマークの使用に関する事務は、商工観光課が行うものとする。

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

杉戸町長

あて

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

杉戸宿ロゴマーク使用届出書

杉戸宿ロゴマークを使用したいので、杉戸宿ロゴマーク取扱要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 使用目的・用途

2 連絡先

3 添付書類（※ 1）

※ 1 企画書、原稿、図面、デザイン画その他参考となる書類を添付してください。